

相続税の税務調査あれこれ

大阪国税局より相続税に関する最新のデータが公表されていますのでご紹介いたします。

相続税の申告実績（大阪国税局）

相続税の申告実績	平成 30 年分
被相続人数（死亡者数）	214,582 人
相続税の申告書提出件数	23,982 人 うち税額あり 19,021 人
申告割合	11.2%
課税割合	8.9%
相続税の調査実績	
実地調査件数	2,269 件
申告漏れ件数	1,939 件
修正割合	85.5%
1 件当たり追徴税額	590 万円

相続税申告書を提出しているのはおよそ **9 人に 1 人**、納税はおよそ **11 人に 1 人** の割合となっています。

その内、**9 件に 1 件以上の割合で税務調査** になり、実に **85%以上の割合で修正申告・追徴課税** となっています。この修正・追徴課税割合の高さが相続税申告の大きな特徴です。

つまり相続税申告においては、いかに **税務調査に入られない申告書作成をするか** が重要なポイントになります。

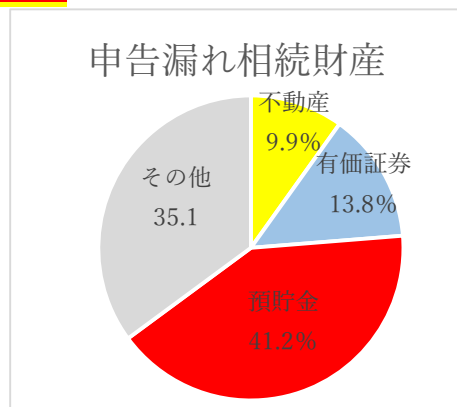
税務調査での申告漏れ財産トップは預貯金（名義預金）、次いで有価証券、不動産

このうち預貯金については、

税務署は法律に基づいて **金融機関に対して預貯金等の照会** を行います。

※亡くなった方のおよそ 5 年分の口座取引情報及び必要に応じてご家族・親族の口座取引情報まで照会をかけることがあります。

※国税関係による預貯金等の照会は、年間約 600 万件も行われています。



平成 30 事務年度

<税務調査当日の一般的な流れ>

- ・通常は調査官 2 名で訪問し、場所は亡くなった方のご自宅が多いです。
- ・調査は一日又は二日間で、午前は被相続人及び相続人について（下記 1.～7.）、午後は具体的な相続財産についての聴取（下記 8.～10.）という流れになることが多いです。

1. 亡くなった方とその相続人の現在に至るまでの人生の歩みについて
2. お生まれはどこか、学歴・学部、勤務先・最終役職は？趣味はあったか？どういう人柄だったか など
3. 亡くなった原因は何か、闘病期間等があったか など
4. どんな生活をされていたか、財産管理は自分でしていたか、生活費の入出金は主に誰がしていたか など
5. 遺産分割は誰が主導的に動いていたか
6. 不動産等を売却した資金は何に使ったか、あるいは預金として残っているか
7. 相続財産をどのように形成したか
8. 申告書の記載内容についての確認
9. 所有不動産の確認及び取得に至った経緯や資金の出捐の確認
10. 名義預金・名義有価証券・名義保険等の有無の確認

<相続税申告の書面添付を活用することもポイント！>

書面添付制度を利用すると、税務調査を行う前に税理士に対して不明点についての意見聴取を行うことになっています。それでも解決できない場合に税務調査へと発展しますが、その場合も意見聴取を経て税務調査の論点が事前に絞られ、明確になっているため、調査自体もスムーズに進んでいくことになり時間的・精神的な負担も軽減されます。

（文責 岩間 大地）